

福田 そんなことはない
 藤井 それしか考えられない
 大井／松本 その通りだとしか考えられない
 沖田 もともと本総会の目的事項でない、ここで議論すべきことではない、だけど言っておきますが、今は一般社団だから担保には供せるのです。
 藤井 まず、こちらの意見を聞くべきです
 沖田 その件もすべて総会(24年)で出している
 住 沖田さんには聞いていない、理事に聞いている
 福田 いやいや、私が回答者も指名できる
 藤井 沖田さんは監事の職にある、監事は会員の利益を棄損するような発言はおかしい
 福田 平成24年の3月の総会で上程され、それが承認された。
 住 だから、その定款ができる時に、つまりこれが煮詰まった時に報告すると言ったではないですか
 福田 そんな発言はしていない
 藤井／住 その発言をした
 福田 どういう意味ですか
 住 一般社団に移行する時です、この定款になりますと言うことは、どの一般法人でも(会員に)報告しています。
 福田 いずれにしても、総会で承認されたのです。
 大井 それなら、もう入会金は戻さないということですか
 福田 (** 回答せず)

(2) 「監事の職務について」

藤井 理事会等の決議において、会員の利益を棄損していないかをチェックするのが、監事の仕事ですが、これは間違いないですか
 福田 いや、先ほど報告を受けたように、監事より監査報告を受けたところです
 藤井 監査報告だけではなくて、要は12ヶ月を通じて理事や執行部のやることについて、我々会員の利益を棄損しておれば、それをチェックするのが監事ではないですか
 福田 われわれが会員の利益を棄損しているとは断定できない
 藤井 監事はチェックする立場でないですか
 福田 勿論、そうするのが監事です。先ほど監査報告を受けたように正当な報告を受けています。それより大井さんの質問について...
 大井 戻さないと前田氏が言ったが、バランスシートにちゃんと載っています。
 返さないならバランスシートに乗せるのはおかしい
 福田 いや 何度説明してもあれかもしだせんが、入会金は返さない
 大井 私は入会する時に、この証券は高額だし、いざと言うときに助かりますよ、

と言われた

福田 いや、

沖田 入会金と書いており、預託金ではありません。返さないのは当たり前です。
入会金は納入時の負担金には含まれません。以上です。

福田 これ以上の細部については、また別の機会に取り上げてください

(テープ 1 時間 14 分) (** 福田理事長は都合が悪くなると別の機会にして欲しい
と逃げ質問を遮り放置します)

遠山 新会員 71 名増で、1088 口は合わない、明細を知らせて欲しい
(法人 45 口 個人 28 口との説明に対して)

辞めた会員がいると言うことですか、

福田 今年度の新規会員は、現在 10 名程度です、残りは俱楽部ハウスが完成してからの方
が、会員券が売れるという理事の意見もあり考慮中です、最終的には 200 名の新規
会員です。

(今回の清水建設との契約に、梅崎鉱業が下請けとして入っていることについて)

藤井 今回の清水建設(俱楽部ハウス)の仕事を理事さんが受けているところは、どれだけ
ありますか

福田 私の認識ではないと思いますが

藤井 ない? 、梅崎鉱業が入っていますが

福田 いずれにしましても、清水建設と下関ゴルフ俱楽部の契約でありますので、どうの
こうの、と言うことはございません。心配して頂くようなことはありません。

藤井 今、言った法人が入金したり、新規会員に入っていないのですか、我々の年会費が
清水建設に流れ、グルーっと周って、理事が受注していることはないのですか

福田 それはございません、他に質問の方がありますし

藤井 まだ質問は終わっていない、理事の方で仕事を受けた方はいないのですか

福田 私の認識している限りない

藤井 梅崎さん、それでよいですか

梅崎 誰もいなとい思います。

岡本 新規会員の年会費 5 年間免除の件ですが、200 人を 5 年間免除すると数千万となる、
それを既存の会員が負担するのはおかしい
それにロッカーの使用に関して、寄付をした人と一般会員を別々にするのは差別
ではないのですか

福田 200 万の会員権は売れないと言わされたが、初回は満額売れました、
ただ今から先は、既存会員の協力が必要なので何分協力を頂きまして、それで

(毎年)4万円の負担を願うことにしております。

またロッカーの件は古賀ゴルフを勉強させて貰った。100万寄付をした方に特典を差し上げると説明し、理解したと思います。

ヤナギヤ 長期的には借地料やキャディ問題はどうされるのか

福田 借地料は4700万ですが、将来的には中部副理事長とも購入できないかを検討しているが、今は俱楽部ハウスです、その後はカートとか色々な問題がある。

(***しかし、ここには矛盾があります、昨年カートについての社員提案の際、理事長は、下関は砂地だからカートは入れられないと、提案を断っています)

ヤナギヤ 下関は閉鎖的である、宇部72は海外のプレーヤーも入れている、そういう時代ではないのか

福田 海外のプレーヤーの誘致については私共も努めたいとおもいますが、その前に下関ゴールデンや周南と1泊2日等の方策を検討していきたいと思います。

(テープ1時間30分)

理事の説明義務及び事前質問について説明致します。

1. 一般法人法は、社員総会において、会員より特定の事項について説明を求められた場合、説明しなければならないと規定しています(法53条)
2. 会員が質問事項を一般社団法人に通知した場合、理事は調査を要することを理由に説明を拒むことはできません(施行規則第10条1のイ)

以上のことから、住会員、大井会員、中川会員が質問状を出しています、しかし福田理事長は明確な回答をしませんでした。

これは法令違反で下記に該当すると考えます。

決議取消しの訴え

会員は社員総会決議の日から3ヶ月以内に訴えをもって当該取決議の取り消しを請求することができます。

- ① 招集手続きが法令及び定款違反 = 議決権行使書を2週間前に発送していない
- ② 理事の説明義務違反 = 事前質問に対する説明義務違反
- ③ 投票が正確におこなわれなかつたこと